

建築基準法第46条第1項の規定に基づく公聴会の開催について

(1) 公聴会の準備について

許可申請書の提出後、府担当者は、公聴会の公告手続きを行う。

(2) 公聴会の開催場所の確保

公聴会を開催するための会場について、申し出者、市町村、府担当者相談のうえ手配する。会場は壁面線の指定を受けようとする街区に近い場所とする。また、地区集会所等公共の性格の強い施設とする。

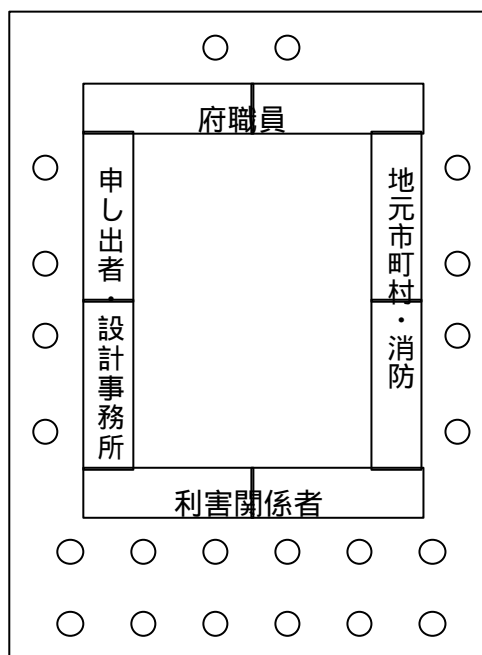
(3) 公聴会の開催を示す公告ビラの掲出について

府担当者は、申し出のあった街区及びその隣接街区に適当な枚数の公告ビラを貼る。併せて、公聴会会場の前にも掲示するので、その旨の了承を得ておくこと。

(4) 公聴会の実施について

公聴会は(5)に示す次第で、府職員により議事を進める。壁面線の指定の計画については、府担当により説明を行うが、その際、申し出者又は申し出者の代理者(設計事務所など)が同席することが望ましい。なお、府担当者は、説明の際、公聴会出席者に対する説明用図書を準備する。公聴会の配席について

当日の配席は右図のとおり。府担当者、市町村にて準備する。



(5) 公聴会次第(概要)

- 府職員による公聴会の趣旨等の説明
- 公聴会出席者の自己紹介
- 府職員による壁面線指定の概要等の説明
- 利害関係者の意見聴取
- 市町村職員及び消防職員の意見聴取

(6) その他留意事項

申し出者は、公聴会にあたり、当該街区住民、土地並びに建築物の権利者、地元自治会等に情報提供を行うこと。

建築審査会用資料の作成について

1. 提出要領

本作成要領により、作成の上、1部を事前に府担当職員に提出し、必要な修正を行った後、計15部作成して下さい。

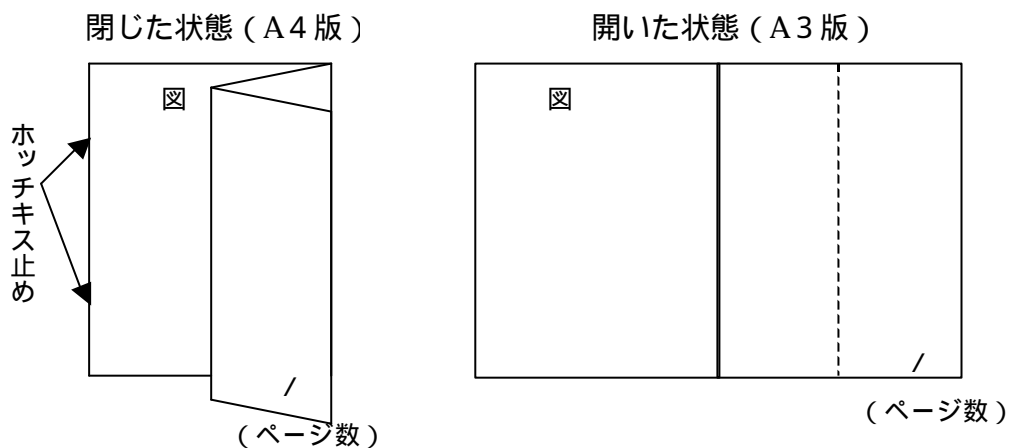
なお、上記提出の日程は府担当職員と協議して下さい。

2. 体裁

A4版の左開きとし、表紙は不要です。

製本の方法は、以下のとおりです。

3. 必要図書に掲げる図書をA3サイズに縮小し、表面を内側にして、2つ折りとします。左側を2箇所、ホッチキスで閉じます。



3. 必要図書

許可申請の際の図書のうち、次の図面を抜粋し、A3サイズにして下さい。

付近見取り図（1/2500の白地図を利用。）

街区現況図

街区計画図

配置図

各階平面図

立面図

断面図

写真（写真番号を記入し、併せて撮影位置にその写真番号を街区計画図に記入して下さい。）

その他（府担当者と協議して下さい。）

図書の作成にあたり以下の点に留意して下さい。

- ・ 図面名称及び縮尺後の縮尺の表示。（図面左上）
- ・ ページ数の表示。（図面右下に該当ページ番号/全ページ数にて記入して下さい。）
- ・ 設計事務所名、工事名称等の削除。
- ・ 縮小した際、文字が見えにくいことがあります。見えづらいものは書き直して下さい。
- ・ 必要に応じ、凡例を標示。

4. その他

なお、壁面線指定時の建築審査会用資料は府担当者にて作成します。